

2022年度 冬季節電プログラム

仕様書

適用開始日 令和4年10月20日

本プログラムは、経済産業省の補助事業「電気利用効率化促進対策事業」（以下「国の節電プログラム」）を活用し、本プログラムに参加のうえ、今冬の節電に協力するユーザーに対して特典を付与する。

1. 特典の種類

- (1) 参加特典（需要家が参加申込みすることで得られる特典）
- (2) 節電達成特典（需要家が節電行動を実施することにより得られる特典）

2. 本プログラムへの参加申込および参加特典について

(1) 申込み

「2022年度冬季節電プログラム申込書」を記入して当社受付窓口メールアドレス（eigyol@ymgt-ps.jp）に送信するか、当社あて郵送し、当社が受け付けることによって本サービスに参加したとみなす。

(2) 対象者

- ① 下記メニューを除いた施設のユーザー
・ 定額電灯 ・ 従量電灯A
- ② 節電行動が困難なユーザー（共用部の電灯や太陽光設備のパワーコンデンサー用電源 など）
- ③ 需給契約が1年以上経過しているユーザー。ただし、1年未満の場合でも前年の12月から3月までの電力量データ（請求書明細等）を提出した場合は対象者とする。

(3) 参加表明に対する特典

本サービスへ参加した者について、下記のとおり特典を付与する。

契約区分	参加単位		特典
	個人	法人	
低圧 (50kW未満)	需要地点 単位	需要地点 単位	国の節電プログラムより付与される <u>2,000円分</u> を電気料金から割引※1
高圧 (50kW以上)		法人単位※2 (法人番号単位)	国の節電プログラムより付与される <u>200,000円分</u> を電気料金から割引※1

※1 割引対象となる電気料金が割引相当額を下回る場合は割引相当額の残額を翌月へ繰り越して割引するものとする。

※2 参加特典は法人単位での付与となるため、事業所が複数あり、それぞれ別の電力会社と契約している場合、本店・本社等の施設の契約電力会社

に参加特典を申請すること

(4) 参加申込期間

2022年11月30日まで

(5) 申込方法

「節電プログラム申込書」に必要事項を記入し、指定メールアドレスへ送信するか、当社へ郵送する。当社が申込書を受け付けることで申込が成立する。

2. 節電達成特典について

(1) 対象者

「2. 本プログラムへの参加申込および参加特典について(1) 申込み」で申し込みをし、節電達成条件に該当するすべての需要家

(2) 節電要請時間の通知

①通知タイミング

節電要請は次の場合に発出する。

- ・電力需給ひっ迫注意報／警報が出された場合
 - ・その他、弊社が需給状況等から節電をお願いしたいと判断した場合
- ユーザーへの節電要請は下表のとおり。

節電要請スケジュール

節電を要請する時間帯	通知タイミング
平日 9:00～13:00	前日 17:00 までに通知
平日 13:00～20:00	前日 17:00 まで もしくは 当日 12:00 までに通知

②通知方法

申込書によってあらかじめ登録したユーザーの連絡先（メールアドレス）にメールを発信して通知する。なお、節電要請の可否を発注者に確認はしないものとする。

(3) 節電要請実施期間

2022年12月1日 0:00 ～ 2023年3月31日 24:00

(4) 節電達成の特典について

①節電達成基準

ユーザーの今年度1月検針分～3月検針分における月間電力量が前年同月の月間電力量を下回っていれば節電達成したとみなす。

②節電達成特典

節電達成者には節電量に節電単価を乗じた金額を当該月の電気料金より割引する。

※節電量＝前年同月の月間電力量－当該月の月間電力量

(0より小さい場合、節電量は0とする。)

※節電単価：10円/kWh(税込)

(3) 節電達成特典の上乗せ

前年同月比で3%以上の節電を達成できた場合、国の節電プログラムによってさらに以下の金額を電気料金より上乗せして割引する。

低圧（需要地点単位）：1,000円/月（最大3,000円）

高圧（需要地点単位）：20,000円/月（最大60,000円）

3. その他

- (1) 国の節電プログラムにより付与され割引される金額は全て非課税である。
- (2) 節電割引の時期は、国の節電プログラムの補助金事務局への申請が認定された時期から直近の電気料金より反映するものとする。

以上